

「第6期八尾市障がい福祉計画及び第2期八尾市障がい児福祉計画（素案）」に対する 市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施結果と市の考え方について

「第6期八尾市障がい福祉計画及び第2期八尾市障がい児福祉計画」を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、素案を公表し、市民意見提出制度（パブリックコメント）を実施しましたので、その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を公表します。

ご提出いただいたご意見等は、趣旨を損なわない程度で要約しております。

1. 意見募集期間

令和2年12月21日（月）～令和3年1月20日（水）

2. 提出方法別の提出人数及び意見数

提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
1. 郵便	0	0
2. ファックス	0	0
3. 電子メール	3	4
4. 直接提出	2	5
合計	5	9

3. 意見概要と市の考え方

【第6期八尾市障がい福祉計画及び第2期八尾市障がい児福祉計画（素案）に対するご意見】

番号	掲載ページ	項目	意見の要約	市の考え方
1	p 28	第4章 第6期八尾市障がい福祉計画 1.成果目標 (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	国・府の基本指針に沿った成果目標であることは理解していますが、障がい者の地域移行は、自立が目的であって、移行数や削減数の達成が目的ではないと思います。障がい者が自立するためにどのような支援が必要なのかを示していただけると分かりやすいと思いました。 障がい者の自立生活の視点で、就労の場、生活の場、相談支援機能の充実等を検討してほしい。	国や府の考え方として、障がい者の自立に向けた支援を計画的に推進していくために、これらの具体的な成果目標を設定し、その達成状況を把握しながら各施策等の取り組みを推進していくことになりますが、ご意見のとおり、障がい者の地域移行は、障がい者の自立のための支援体制の整備が必要となります。 今後も引き続き、八尾市地域自立支援協議会等との協議を進めながら、障がい者の自立に向けた支援を検討してまいります。
2	p 28	第4章 第6期八尾市障がい福祉計画 1.成果目標 (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	家族介護によって地域生活を維持してきた人が、家族の高齢化により暮らしの場が見通せない状況になっています。重度対応できるグループホームも少ない中、施設入所者の削減が目標とされていますが、施設入所支援の必要性を感じます。また、高齢障がい者の支援は介護保険施設では困難であり、高齢障がい者に配慮した入所施設が必要だと思います。	地域移行の成果指標として施設入所者の削減数を示しておりますが、本市といたしましても、施設入所の重要性を認識しており、入所施設の活用を視野に入れた柔軟な支援を実施するとともに、地域での支援体制の充実のため、障がい者の重度化・高齢化を見据えた支援のあり方について、今後も引き続き検討してまいります。
3	p 28	第4章 第6期八尾市障がい福祉計画 1.成果目標 (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	相談の中で、親の高齢化による介護力低下から入所施設の相談を受けます。入所希望を出しても、待機者が多く、入所できる施設が見つからないため、入所施設を増設する必要があるのではないかでしょうか。	本市では、障がい者が地域で安心して生活できる支援体制の充実にあたり、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用しながら、地域移行の受け皿としてのグループホーム等の暮らしの場の充実を図っております。今後も引き続き、重度の障がい者や医療的ケア等にも対応可能なグループホームの充実や入所施設の活用を視野に入れた柔軟な支援体制の構築について検討してまいります。
4	p 50	第4章 第6期八尾市障がい福祉計画 3.障がい福祉サービス等の見込量と方策 (1)障がい福祉サービス等の見込量と方策 (5)計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	計画相談において、利用者に新たなサービス利用が必要であっても、サービス提供量の不足により、利用の見通しがない場合は、サービス等利用計画に反映できません。特に、家族の高齢化による介護力低下から入所施設・グループホーム等の暮らしの場の必要性があっても、利用できる見通しがなく、地域における暮らしの場が必要と感じます。	

5	<p>p 31 32 第4章 第6期八尾市障がい福祉計画 1.成果目標 (3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実</p> <p>地域生活支援拠点等のイメージ図において、八尾市が委託している4か所の相談支援事業所が掲載されていますが、役割が明確にされていないように思います。</p>	<p>本市の地域生活支援拠点等の整備につきましては、基幹相談支援センター及び障害者総合福祉センターを中心に、障がい福祉サービス事業所等をはじめとする各関係機関が連携して必要な支援につないでいく「面的整備」を基本としています。委託相談支援事業所につきましては、地域の身近な相談窓口として相談支援体制の重要な役割を担っており、基幹相談支援センターと連携しながら、緊急対応を必要とする障がい者等の情報共有や、緊急対応後の支援のあり方等の検討などの役割を担っております。</p>
6	<p>p 35 第4章 第6期八尾市障がい福祉計画 1.成果目標 (4)福祉施設から一般就労への移行等 ③就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額</p> <p>コロナ禍でのイベント自粛により、日中事業所の多くが製品販売の機会を失っています。売上の減少は、工賃の減少に直結するため、B型事業所においては工賃目標達成が困難となっています。公的な支援とともに、事業所の収入確保策として行政からの優先発注の計画も必要だと思います。 また、B型事業所の工賃向上が課題となっていますが、工賃と報酬をリンクさせて報酬をランク付けするのは支援内容に影響し、障がいの重い人の利用の排除につながりかねず、その現状と問題について記載する必要があるのではないかでしょうか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出やイベントの自粛など、人が集まる機会がなくなったことにより、社会全体が経済的打撃を受けています。各事業所におかれましては、国の補助金等を活用しながら、厳しい状況の中で事業所を運営されているものと認識しております。本市におきましても障がい者就労施設等への優先調達等に努めてまいります。</p> <p>また、ご意見のとおり、このコロナ禍において、現状の報酬体系により、次年度以降多くの事業所で報酬の減収が想定されます。就労継続支援B型事業所の月額平均工賃の成果目標については、コロナ禍の状況を踏まえ、P34に次のとおり加えます。</p> <p>「～ことから、令和5年度（2023年度）の目標設定は大阪府が示す13,718円を目標値に設定します。</p> <p>なお、今般のコロナ禍での受注量の減少等が、工賃や事業所の運営等に影響を与えることに注視する必要があります。</p>
7	<p>p 50 第4章 第6期八尾市障がい福祉計画 3.障がい福祉サービス等の見込量と方策 (1)障がい福祉サービス等の見込量と方策 ⑤計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援</p> <p>利用者1人に対して、何度も訪問や面談を行う必要があります。 相談の質を確保し、計画相談の利用件数を引き上げていくためには、相談支援専門員の増員が必要です。</p>	<p>相談支援専門員の資格取得につきましては、大阪府が実施する研修を受講する必要があります。本市といたしましては、大阪府が実施する相談支援専門員研修等の情報を事業所に周知し、相談支援専門員の確保及び質の向上に努めてまいります。</p>
	<p>p 71 第5章 第2期八尾市障がい児福祉計画 2.障がい児支援の見込量と方策 (2)障がい児相談支援</p>	

8	<p>p 55 第4章 第6期八尾市障がい福祉計画 3.障がい福祉サービス等の見込量と方策 (2)地域生活支援事業の見込量と方策 ④成年後見制度利用支援事業等</p> <p>法人後見制度において、法人の適格性の判断は家庭裁判所になるのでしょうか。 また、法人後見支援については、司法書士法人の実施や社会福祉法人による法人後見支援は視野に入れているのか</p>		<p>法人後見制度における適格性の判断は、家庭裁判所となります。 また、今年度策定する八尾市成年後見制度利用促進計画（第4次八尾市地域福祉計画と一体的に策定）では、八尾市社会福祉協議会権利擁護センターに、成年後見制度利用促進の中核機関を設置し、法律・福祉の専門職団体や基幹相談支援センター、高齢者あんしんセンターなどの関係機関とともにつくる権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築していくことを定めております。 今後、本ネットワークの機能の一つである「後見人支援」において、社会福祉法人等による法人後見に対する支援を行ってまいります。</p>
---	---	--	---

【その他 第6期八尾市障がい福祉計画及び第2期八尾市障がい児福祉計画（素案）に対するご意見】

番号	項目	意見の要約	市の考え方
9	福祉計画素案の全般	<p>障がい者、障がい児への支援や取り組み内容がわかりやすく、しっかりと検討を重ねて策定されたものと感じました。一方で、この計画を遂行していくためには、担当課だけでなく、人や財源を確保しなければならないと感じます。現状の人員や予算で遂行していくことは難しく、相応の人員と予算を市として充てていただきたいです。</p>	<p>ご意見のとおり、限られた予算の中で、これらの施策の全てを行政だけで担っていくことは困難であると認識しております。行政や障がい当事者だけでなく、事業所や市民、支援者やボランティア等が一体となって、地域全体で障がい者を支える体制の構築が必要であると考えております。</p>